

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 通信の相手方及び通信事項
- 2 空中線の型式及び構成
- 3 無線設備の設置場所
- 4 無線局の目的

〔4〕 「無線従事者」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線局に配置された者をいう。
- 2 無線従事者国家試験に合格した者をいう。
- 3 無線設備の操作を行う者であって、無線局に配置された者をいう。
- 4 無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

〔2〕 無線局の無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務省令で定める場合を除き、どのような手続をとった後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、当該工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後
- 2 当該工事の結果が許可の内容に適合している旨を総務大臣に届け出た後
- 3 運用開始の予定期日を総務大臣に届け出た後
- 4 工事が完了した後、その運用について総務大臣の許可を受けた後

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の25,010kHzから960MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 500ワット
- 2 100ワット
- 3 50ワット
- 4 25ワット

〔3〕 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F3E
- 2 A3E
- 3 F7E
- 4 F8E

〔6〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消の日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 6箇月
- 2 1年
- 3 2年
- 4 1年6箇月

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

- 〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。
- 1 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
 - 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
 - 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
 - 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。
- 〔8〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。
- 1 電波の型式の制限
 - 2 無線局の運用の停止
 - 3 通信の相手方又は通信事項の制限
 - 4 再免許の拒否
- 〔9〕 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、その無線局に対してどのような処分を行うことができるか。次のうちから選べ。
- 1 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
 - 2 無線局の免許を取り消す。
 - 3 空中線の撤去を命ずる。
 - 4 周波数又は空中線電力の指定を変更する。
- 〔10〕 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 地方防災会議会長に報告する。
 - 2 非常災害対策本部長に届け出る。
 - 3 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
 - 4 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。
- 〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 直ちに廃棄する。
 - 2 3箇月以内に総務大臣に返納する。
 - 3 2年間保管する。
 - 4 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。
- 1 速やかに総務大臣の承認を受ける。
 - 2 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
 - 3 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
 - 4 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。